

船橋市自立支援協議会の皆さまへ（令和6年度第2回に向けて）

ちば MD エコネットの山田です。障害のある子の保育に関して、本日の協議会でご覧いただきたい資料があり、事務局のご協力を得て配布させていただきました。

この資料は「船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱」で、市のホームページで見ることができます。要綱第1条には、「心身の発達において支援を要する児童の保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする」と書かれ、障害のある子や支援を必要とする子の保育園への受け入れの関門ともいうべきものと、受け取ることができます。

私は、この要綱に改善していただきたい点があると考えています。それは1つには「判定」というあり方と、2つには判定表の項目に書かれている内容（例：意味もなく人を叩く）です。（資料参照）

障害のある子の保育園受け入れについては、船橋市では保護者が希望を出せる園が限定されてきました。それが改善され、全ての園に入園希望を出せることとなりました。この背景には、障害者差別解消法が令和6年度から改正されたことがあります。差別的取り扱いをしないことや合理的配慮をおこなうことが、私立保育園にも課せられることとなり、大きな改善につながりました。市の行政関係者の皆さまに、厚くお礼申し上げます。

しかし、入園にあたっては上記の「要綱」に規定された条件を了承することを求められ（同意書）、体験保育で判定表によって判定されることとなります。これでは、安心して入園希望を出すことができないという保護者の声がありました。

そこでこうした懸念を担当課に伝え、話し合いをおこなってきました。話し合いの中で一人の保護者が「（障害のある我が子を）分けないでほしいんです」と発言しました。これがインクルーシブ保育、そしてインクルーシブな社会の原点ではないでしょうか。船橋市障害者施策に関する計画の基本理念「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会」に重なる願いだと思います。

障害のある子の保育園受け入れについてこのような課題があることを、本協議会の皆さまに共有していただきたく、お忙しいところお時間をいただきました。何らかの進展がありましたら、ご報告させていただきます。

また、皆さまからご意見等いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。